

第5章 計画の推進体制

第7期計画の推進体制について定めます。

1 推進体制

(1) 庁内体制

計画の推進にあたっては、福祉あんしん課の高齢者福祉担当、及び介護保険担当が事業の進捗管理、連携調整を担います。地域支援事業については、地域包括支援センターが事業の実施運営にあたります。

そのほか、関係各課と連絡調整を取りながら、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関係機関

本計画は保健、医療、福祉、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。その理念を具体化し、施策を展開していくために、行政全般にわたる取り組む体制を強化し、関係機関との連携強化に努めます。

また、介護サービス事業所や医療・福祉の諸機関、自治会や高齢者団体、NPO法人などの協力を得ながら、高齢者が安心して生活できる環境の実現を目指します。

2 計画の評価

本計画の評価については、「琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」が計画の進捗状況を点検し、課題の分析・評価を行います。